

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊代表者の氏名、連絡先、利用人数
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、必要に応じて当宿泊施設が定める申込金をお支払いいただきます。

3. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」

という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、近隣の住民に著しい迷惑を及ぼす言動や行動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 都道府県条例第条(第号)の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、危険物、禁制品等の持込み又は使用する恐れがあると認められたとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合違約金を申し受けます。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊客が危険物、禁制品等の持込み又はしようとする恐れがあると認められたとき。

(8) 寝室でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、既に支払われた宿泊料金等は返

還いたしません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過1時間までは、5000円
- (2) 超過3時間までは、15000円
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額(又は室料相当額の100%)

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は受付時、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間:

イ.門限 22:00

ロ.フロントサービス 15:00~17:00

(2) 飲食等(施設)サービス時間:

イ.朝食 6:00~8:00

ロ.BBQ スタート16:00~18:00 2時間制

(3) 附帯サービス施設時間:

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(当宿泊施設の責任)

第11条 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により 宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき 事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当宿泊施設は、宿泊客が客室でインターネット接続などのコンピューター通信を利用されたこと によって生じた機器の障害、ソフトウェアの障害、通信の成否等による損害については一切の責任を負 いかねます。また、システム障害や技術的問題によりご利用いただけなかった場合及び通信の中断に よって生じた損害についても一切の責任を負いかねます。

3. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、室料、その他利用料金、消費税の合計額 です。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円、クレジットカード等これに代わり得る方法により、 チェックインの際にフロントにて行っていただきます。チェックイン後に施設利用料等による 料金が発生した場合は、チェックアウトまでの間 に精算していただきます。

3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった 場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(寄託物等の取扱い)

第14条 宿泊客からの寄託物、預かり品等は、原則としてお預けになれません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設 が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際 お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられてい た場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともに その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、貴重品についてはその後最寄りの警察署に、その他の物品 については処分させていただきます。また、飲食物や雑誌並びにその他の廃棄物に類するもの については即日処分とさせていただきます。

(駐車の責任)

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。また、駐車中の車の事故(破損、盗難等)について当施設は一切その責めを負いません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(管轄及び準拠法)

第18条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当宿泊施設の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払 うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料 (及び室料+朝食等の飲食料))
	追加料金	② 追加飲食 (①に含まれるものを除く)料 ③ サービス料
	税金	消費税

備考

1 基本宿泊料は予約時にホームページに掲示する料金によります。

別表第2 違約金(第5条第2項関係)

解除を受けた日	不泊	当日	前日	3日前	7日前
契約申込人数					
2名まで	100%	100%	100%	80%	50%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

利用規則

宿泊施設の公共性とお客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第6条第8号の規定に基づき、次のとおり利用規則を定めておりますのでお守りいただきますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない時は、宿泊約款第6条の規定により宿泊契約を解除し、また、故意の過失により当施設に損害を与えた場合は、同第17条の規定により損害賠償を請求する事がございます。

<火災予防上お守りいただきたい事項>

1. 暖房用の機械器具及び電化製品などは、宿泊施設備品以外のものを使用せず、また、持込まないでください。
2. 宿泊施設内は全室禁煙です。
3. 宿泊施設内では花火、線香、ローソク等火災の原因となるような物品を使用しないでください。

<保安上及び利用上のお守りいただきたい事項>

1. 宿泊施設から出られるとき、及び、在室中や特に就寝時には、玄関及び窓の施錠をご確認ください。
2. 来訪者があったときは、不用意に開扉なさないで下さい。場合によっては警察に通報してください。
3. 来訪客と宿泊施設内での面会はできません。必ずフロントへ申し出て頂き許可を得てから宿泊施設以外の場所をご利用下さい。
4. 宿泊利用しない者が宿泊施設を利用する場合（食事だけの参加など）は宿泊者とみなし、宿泊料金の対象者となる可能性がございます。

<駐車場・Wi-Fi・カーサイト区画（キャンプ）>

1. 宿泊施設前の駐車場は無料で駐車できますが、当宿泊施設では車両の管理責任まで負うものではありませんので、事故等についてはお客様の責任において対応をお願いします。
2. 路上、特に宿泊施設前の通路など指定された駐車場以外への駐車は一切しないでください。
3. Wi-Fi設備は、屋外にはございません。宿泊施設内はWi-Fi 設備を設置しており、電波が届く場所では使用できる場合がございます。

<バーベキューや花火等について>

1. 午後9時以降の打ち上げ花火や音の出る花火はできません。午後9時以降は手持ち花火のみ

可とし、サウナゾーンの砂利箇所でのみ行って下さい。

2. 宿泊施設内の備品を屋外で使用することはできません。テーブルやイスなどは宿泊客において別途ご用意していただくか、当宿泊施設が用意する屋外用備品をご利用ください。

3. バーベキューや花火等は午後10時までとし、以降はお静かにお過ごしく下さい。また、時間を問わず、大声で騒ぐなどの近隣の住民の方々に迷惑がかかるような行動はおやめください。

4. 火の始末についてはお客様の責任において、確実におこなってください。

<その他注意事項>

1. 宿泊施設内に他のお客さまの迷惑になるようなものを持ち込まないでください。

(イ)盲導犬や介助犬を除き、犬、猫、小鳥、その他の動物ペット類全般。

(ロ)発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のあるもの

(ハ)悪臭を発するもの

(ニ)許可証のない鉄砲、刀剣類

(ホ)著しく多量な物品

(ヘ)音響機器や楽器などを持ち込み演奏する事、また大きな音が出るもの

(ト)その他法令で所持を禁じられているもの

2. 宿泊施設内で、賭博、風紀及び治安を乱すような行為、高声、放歌、楽器演奏行為など、他のお客様に迷惑や嫌悪感を与えるような行為はしないでください。

3. 宿泊登録者以外の客室のご使用は堅くお断りいたします。そのような行為が認められた場合は超過料金をお支払いいただくほか、悪質な場合は警察に介入を求めるため通報致します。

4. 宿泊施設及び敷地内での営業行為、又は事務所などを宿泊以外の目的に使用しないでください。

5. 宿泊施設及び敷地内で広告、宣伝物を配布、貼付したり、物品の販売等をしないでください。

6. 宿泊施設及び敷地内の諸施設、備品を所定の場所又は用途以外での利用、若しくは現状を著しく変更して利用しないでください。

7. 宿泊施設及び敷地内で、許可なく商業目的の写真や映像の撮影などはしないでください。

8. 敷地内での車中泊はしないでください。また、宿泊の有無に関わらず、テント又はタープ等の設営はしないでください。

9. 未成年者のみのご宿泊は、堅くお断りいたします。ただし、チェックインまでに宿泊者全員から保護者の承諾書が提出された場合には、この限りではありません。

10. 不可抗力以外の事由により、建造物、備品、その他宿泊施設の物品を損傷、汚染あるいは紛失させた場合、相当額を弁償していただくことがございます。

11. 不意の停電により照明器具など電気を使用する設備の利用ができなくなる場合がありますので、ご了承ください。

